

今後の教育活動におけるマスク着脱について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、3月17日付けで文部科学省から「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」が発出され、4月1日以降、学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとなりましたが、基本的な感染症対策の重要性は変わるものではなく、引き続き感染症対策を講じていきます。

具体的な対応については、次のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いします。

1. マスクの着脱について

- (1) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上等の理由によりマスクを着用できなかつたりする児童生徒もいることから、マスクの着脱を強要しない。
- (2) 運動時や熱中症等の健康被害が発生する恐れのある場面においては、積極的にマスクを外すよう促す。
- (3) 通学バスを利用するにあたっては、乗車する児童生徒は全員着席していることをふまえ、いわゆる混雑している状況とはみなされないため、マスクの着用を求めません。

2. 基本的な感染症対策の実施について

- (1) 咳エチケット、手洗い等の手指衛生を行う。
- (2) 「3つの密」を避け、人と人との距離を確保する。
- (3) 適切な換気を行う。

3. 重症化のリスクの高い児童生徒への対応等について

- (1) 発熱や風邪症状がある場合は、無理して登校しない。また、登校後に発熱や風邪症状を確認した場合は速やかに帰宅する。
- (2) 登校前に自宅にて健康観察を実施する。